

議案第 59 号

山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 5 月 13 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例
山陽小野田市国民健康保険条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 115 号）
の一部を次のように改正する。

第 27 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、市長が災害その他の理由によりこれらの期限までに申請書を提出
することが困難であると認めるときは、この限りではない。

附則に次の 6 項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 17 給与等（所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与（健康
保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払
を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型
インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の
2 に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき、又は発熱等の症状
があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服するこ
とができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服するこ
とができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当
金を支給する。
- 18 傷病手当金の額は、1 日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する
月以前の直近の継続した 3 月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除
した金額（その額に、5 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5 円
以上 10 円未満の端数があるときは、これを 10 円に切り上げるものとす

る。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

19 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

20 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第18項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

21 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額を、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

22 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第27条第2項の規定は、法第76条の3に規定する普通徴収の方法により保険料を徴収されている者にあつては令和2年2月1日以降に納期限が到来する保険料の減免から、同条に規定する特別徴収の方法により保

険料を徴収されている者にあつては同日以降に特別徴収対象年金給付の支払日が到来する保険料の減免から適用する。

- 3 改正後の附則第17項から第22項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

山陽小野田市国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保険料の減免)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が災害その他の理由によりこれらの期限までに申請書を提出することが困難であると認めるときは、この限りではない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～16 (略)</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</u></p> <p><u>17 給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感</u></p>	<p>(保険料の減免)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～16 (略)</p>

染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

1.8 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

1.9 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

2.0 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しな

い。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第18項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

2.1 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額を、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2.2 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。